

# 広 報 ま つ だ い

昭和42年6月25日発行  
 第118号  
 東頸城郡松代町公民館  
 館長 富沢清次  
 電話 松代6番  
 印刷 松代印刷所

## 桐山部落が大きくなる

……仙田桐山が一緒になりました……

去る四月一日現在をもって、川西町大字桐山が正式に松代町に編入になり、松代町大字桐山となりました。これは、中魚沼郡川西町大字桐山部落は現在戸数一七戸でその位置は東頸城郡松代町及び刈羽郡高柳町の三郡三町の境界線附近にあり、近接して松代町大字桐山部落とともに一区割を形成しており、川西町役場に出向く場合、夏期の比較的交通の便利な場合においても、同字より大字中仙田まで徒歩で七・二km これよりバスを利用して役場まで一〇・三kmで所要時間がおおよそ二時間四〇分、又松代町、十日町市經由の全長バス利用の場合においても一九・五kmで所要時間は二時間を要します。冬期間の積雪時においては想像以上の困難と時間を要する現況でしたが、昭和四〇年春以来同字住民の數回に亘る話し合いと隣接の松代町大字桐山住民の協議を遂げ、松代町に対して正式申入れを行ってきたものです。尚関係の要項を協定書より抜萃しますと次の通りです。

1. 境界変更実施時期  
昭和四十二年四月一日
2. 財産營造物並びに負債の帰属処分について  
 (1) 編入する区域にある川西町有財産は松代町に引継ぐものとする  
 (2) 上記以外の川西町有財産及び松代町有財産は、そのまま据置くものとする。ただし川西町大字桐山に所属する町有山林の管理、使用、収益は従来
3. 小・中学校の通学は従前どおり桐谷小・中学校とする
4. 消防団の組織について  
 (1) 松代町に統合して松代町消防団第三分団に編入する  
 (2) 消防機械器具、その他の設備及び経費の分担は松代町の慣行による
5. 各種団体の統合について  
 (1) 青年団は編入と同時に松代町に統合するものとする  
 (2) 婦人会は編入と同時に松代町に統合するものとする  
 (3) その他の各種団体は編入と同時に松代町に統合するものとする

◎旧仙田桐山の人口及戸数、土地  
 人口 八〇人  
 戸数 一七戸  
 ◎土地  
 田 〇・〇八五  
 畑 〇・〇〇八  
 宅地 〇・〇〇三  
 山林 〇・〇〇二  
 原野 〇・〇〇七  
 その他 一・四一九

### 町議会の常任委員が決定

●新議会の運営初まる●  
 先に行なわれた松代町の町議会常任委員が次の様に決定いたしました。

◎印委員長 ○印副委員長  
 総務文教委員会

- 建設常任委員会
- 小堺 盛一
  - 佐藤 政行
  - 山本 勝芳
  - 武田 良平
  - 関谷 慶三郎
  - 小野島 正守
  - 秋山 利作

- 社会常任委員会
- 山岸 勝重
  - 宮沢 一太郎
  - 若井 忠蔵
  - 小堺 又七
  - 市川 璋次
  - 井上 丈孔
  - 山岸 丈孔

- 産業経済委員会
- 米持 春行
  - 柳 幸雄
  - 高橋 長市
  - 室岡 久助
  - 関谷 清栄
  - 佐藤 兼作
  - 高橋 忠平
  - 樋口 富之丞
  - 若月 延夫
  - 志賀 清

- 消防委員会委員
- 市川 璋次
  - 中村 俊正
  - 佐藤 兼作
  - 小野島 正守
  - 秋山 利作

- 伝染病舎組合議会議員
- 佐藤 兼作
  - 武田 良平
  - 樋口 富之丞
  - 関谷 慶三郎
  - 秋山 利作

- 青少年問題協議会委員
- 井上 誠

# 松代町 老人クラブ連合会

## 盛大に発足

老境に入った仲間同志が集って楽しみながら、世の移り変りに、合うような自分達の在り方について、語りあい、考え合うことにより有意義な生活を送ることを目的として、昭和四十年に儀明に老人クラブが結成されたのがきっかけとなり、その後各地に結成の気運が高まり、その名も、鶴亀会、和楽クラブ、ことぶきクラブ、大黒クラブ、エビスクラブ等長寿や目出度いものになんだ名のクラブが続々と誕生し、現在町内に十八のクラブができ、老人(六十才)の七十%近い方々が加入されており、町当局では、これらのクラブがお互いにつながりを持ち、円滑な活動ができるよう、町の連合会を結成してもらおうと音頭をとったところ、代表者の方々が心良くお集り下さいまして去る五月二十七日、松代町老人クラブ連合会が結成され活動を開始いたしました。役員人事は次のとおりです。会長、本山祖心 副会長、宮沢正臣、山岸宇吉、山岸政五郎 会計、井上政喜(役場)幹事、高橋芳平(役場)

温泉地への旅行、菊作り、盆踊りへの総参加、ローブゲーム大会、

講演などその地区に合った計画や活動が実施されているようであります。老人クラブの結成や活動についての相談は役場の社会福祉係へご連絡下さい。

### 農村集団自動電話の

#### 申込みが締切られました

……申込みは五七・五二%……

このたび、松代、山平、奴奈川の三農協と協議の上、農村集団自動電話(農集電話)設置事業は、松代町全町の事業として、町と三農協団体の上、事業の達成と推進に努力することになりました。

この農集電話は、農林漁業地域において電話を希望する方々が非常に多くなってきましたが、一般の加入電話ですという(制約があつて、申込んでも自由にとりつけることができませんので、電々公社では、一定数まとまれば「農集電話」の制度を設け、実施しております。くわしいことは先に各部落の嘱託員会議やちらしで皆様にお知らせいたしました。この程その希望が一応まとまりましたので紙上にてお知らせいたします。尚この程、十日町電々公社へ架設申請を提出いたしました。なお県下の農集電話の申込みは五月末で三万戸あるもよう、来年の着工は見通しが難しくなつて

いる現状であるので、町では来年度着工したい方針で関係機関と折衝中です。各部落の希望数は別表の通りです。

## 江戸時代までの町の歴史

### 松代町郷土誌沿革編発行さる

かねてから町民の皆さんの注目を集め、深い関心を寄せられていた、松代町の郷土誌の内、沿革編上巻がこの程、町教育委員会より発行されました。このことは先に新潟日報紙上でも紹介されましたが、その後各地より問合せもあり大きな反響をよんでいます。

その内容は、第一章松代町の地質。第二章縄文式時代。第三章国造時代。第四章国司・郡司時代。第五章守護・地頭時代(豪族の興亡)(村落・土地制度の変遷)(正平検地)。第六章藩侯・代官時代(藩侯代官の交替)(天和検地)(民政組織と住民負担)(安永検地)(郷藏)(大政奉還と明治成辰の役)となつており、大伏城、松代城、室野城の沿革なども詳しくのせられています。又各検地は古文書を写真にのせ各字名別に編集を行っているなど、研究家ばかりでなく広く一般の人にも参考になるものが多くあります。教育委員会では部数をかぎって印刷しましたので、御希望の方は早目に(印刷代実費二〇〇円)を添えて申込みたいとのことです。

### 農集電話希望部落別表

字 名	(1) 全戸数	(2) 既加入電話数	(3) 差引未加入数	(4) 申込者数	(4) (3) %
代戸平	327	135	192	132	68.75
荒	38	5	33	21	63.63
小太菅	31	4	27	7	25.92
田小池	51	3	48	23	47.91
下千池	37	2	35	26	74.28
会清桐	23	2	21	22	100.00
蓬東海	25	1	24	22	95.65
犬孟片	37	1	36	22	61.11
滝中芋	91	7	84	63	75.00
田仙筋	29	1	28	8	2.85
小蒲	49	2	47	19	40.42
福奈室	68	4	64	43	67.18
竹	52	1	51	10	19.60
計	79	3	76	66	85.84
	9	1	8	9	100.00
	52	1	51	20	39.21
	87	3	84	38	45.23
	26	2	24	24	100.00
	14	1	13	14	100.00
	26	1	25	16	64.00
	10	1	9	9	100.00
	33	2	31	10	32.25
	62	5	57	15	26.31
	38	1	37	10	27.02
	52	1	51	4	7.84
	50	1	49	34	69.38
	16	1	15	11	26.66
	25	1	24	11	26.66
	64	2	62	49	25.80
	37	1	36	11	30.55
	129	12	117	60	51.28
	84	3	81	37	45.67
	51	4	47	31	65.95
	23	1	22	14	63.63
	221	43	174	74	42.53
	39	1	38	27	71.05
	31	1	30	21	70.00
	57	6	51	52	100.00
	56	4	52	39	75.00
計	2,225	271	1,954	1,124	57.52

# 七月から印紙税法が改正される

高田税務署

今回の税制改正によって、印紙税法が全国的に改正され、七月一日から実施されることになった。改正点は、課税物件の整備と、免税および、税率の引上げのほか総会における委任状等で、一部納税方法が改められた。課税物件、税率等は、次の一覧表のとおりになるので、お知らせします。なお、詳細は、税務署間税課にお問い合わせ下さい。

## 印紙税課税物件及び税率一覧表

(42・7・1適用)

番号	課税文書	課税標準	税率	非課税文書及び免税点	番号	課税文書	課税標準	税率	非課税文書及び免税点																	
1	1. 不動産、礦業権、無体財産権、営業権の譲渡等に関する契約書 2. 地上権、土地の賃借権の設定又は譲渡に関する契約書 3. 消費貸借に関する契約書 4. 運送に関する契約書	10万円以下	50円	1万円未満	5	株券、出資証券、社債証券、証券投資信託、貸付信託の受益証券	100万円未満	20円	特別の法律により設立された法人の出資証券																	
		50万円	200円				500万円以上	100円																		
		100万円	500円				1通	500円																		
		500万円	1,000円				"	1,000円																		
2	請負に関する契約書	100万円未満	20円	1万円未満	6	合併契約書	1通	1,000円	会社公証人の保存するもの以外																	
		200万円以下	200円				7	定款		"	1,000円															
		300万円	500円							8	継続的取引の基本となる契約書	"	200円													
		500万円	1,000円									9	予貯金証書	"	20円											
		1,000万円	2,000円											10	貨物引換証、倉庫証券、船荷証券	"	20円									
		5,000万円	5,000円													11	保険証券	"	20円							
		1億円	1万円															12	信用状	"	20円					
		1億円をこえるもの記載金額ないもの	2万円																	13	信託行為証書	"	20円			
			50円																			14	1. 永小作権地役権質権抵当権採石権漁業権等の設定に関する契約書 2. 無体財産権の実施権使用権に関する契約書	20円	質屋等作成の質札	
			20円																					15	債務保証契約書	"
	20円	16	貸借使用貸借契約書	"	20円	17			委任状																	20円
	20円			18	金銭有価証券の寄託契約書		"	20円																		
	20円						19	物品有価証券の譲渡契約書		"	20円															1万円未満
	20円									20	債権譲渡、債務引受契約書	"	20円													1万円未満
	20円											21	配当金領収証、配当金振込通知書	"	20円											3千円未満
	20円													22	金銭有価証券受取書	"	20円									① 1万円未満 ③ 営業に関しないもの
	20円															23	予貯金通帳相互銀行無尽会社の掛金通帳生命保険会社の保険料通帳	1冊	20円							信用金庫法律で定められた金融機関の予貯金通帳等
	20円																	24	通帳	"	40円					
	20円																			25	判取帳	"	400円			
	20円																									
3	約束手形又は為替手形	20万円以下	20円			① 10万円未満 ② 記載金額ないもの ③ 手形の復本又は謄本			15													債権保証契約書	"	20円	身元保証書	
		30万円	30円	16	貸借使用貸借契約書																		"	20円		
		50万円	50円				17	委任状															"	20円		
		100万円	100円							18	金銭有価証券の寄託契約書												"	20円		
		200万円	200円									19	物品有価証券の譲渡契約書										"	20円		1万円未満
		300万円	300円											20	債権譲渡、債務引受契約書								"	20円		1万円未満
		500万円	500円													21	配当金領収証、配当金振込通知書						"	20円		3千円未満
		1,000万円	1,000円															22	金銭有価証券受取書				"	20円		① 1万円未満 ③ 営業に関しないもの
		5,000万円	2,000円																	23	予貯金通帳相互銀行無尽会社の掛金通帳生命保険会社の保険料通帳		1冊	20円		信用金庫法律で定められた金融機関の予貯金通帳等
		5,000万円をこえるもの ① 寛弘のもの 政令で定められた銀行等を振出人、受取人とするもの等	3,000円																				24	通帳		"
	20円	25	判取帳			"			400円																	
	20円																									
4	物品切手			千円以下のもの	30円	600円未満	23	予貯金通帳相互銀行無尽会社の掛金通帳生命保険会社の保険料通帳	1冊													20円			信用金庫法律で定められた金融機関の予貯金通帳等	
				千円をこえるものは千円又は端数毎に記載金額ないもの	30円				24	通帳	"											40円				
					20円						25	判取帳	"									400円				
					20円																					

「家庭で作って  
よい酒、わるい酒

近ごろ「ホームリカー」という言葉がよく使われていますがご存知ですか。わかりやすく言いますと、家庭で作って飲む果実酒のこと、代表的なものに「梅酒」があります。

「ホームリカー」の材料として使っている果実は「梅」「みかん」「ぐみ」「いちご」「にんにく」「かりん」「さるなし」「とち」「またたび」「くこ」「すもも」「くわ」の十三種類で、それ以外の果実たとえばリンゴ、バナナなどを使って作りますと酒税法により罰せられます。

いちごが出廻り、梅も近く実ります。「ホームリカー」は安心して飲めて体にもよい十三種類の果実を使って作りましょう。

高田税務署

### 第三回県民スポーツの日

#### 六月二十五日に決定

今年の「県民スポーツの日」は六月第一日曜の四日に、全県下十六ブロックで一斉にスポーツの実施にあたることになりました。今年の主会場は上越(高田)で行なわれることになっていますが、東頸城郡では、地域性を考慮して六月二十五日に行なうことに決定いたしました。昨年より二会場制を採用してきましたので本年もその線で実施することとなり、主会場を松之山町、副会場を浦川原村とし、種目は松之山会場ではゲートボール・卓球。浦川原会場ではバレーボール・剣道を行うことになりました。当町でも、それぞれの種目に代表選手を送り、その健闘を期待しております。

# 児童福祉作文コンクール入賞者

松代町社会福祉協議会では同教育委員会の後援を得て、児童福祉週間にちなみ「作文することにより児童自から児童のしあわせについて考え、また作文を通じて、町教育委員会、学校の各関係者は児童の福祉について考える」ことをスローガンに町内小中学校児童の作文コンクールを行ったところ、学校長並に分校主任から一七三編にのぼる多数の作品の推せんがあり、役場の関係者九名が慎重審査の結果左記のとおり入賞者を決定し賞状と賞品を贈った。

## ●小学校の部

一年一位「うちのおとうさん」いけだくみこ(北山小)二位「うちのひと」わかひあけみ(蓬平分校)三位「おかあさん」いけだかずはる(北山小)  
三年一位「子もり」石沢悦子(海

老分校)二位石沢勝芳(海老分校)三位「わたくしの学校」さとうゆうこ(松代小)

三年一位「父にのぞみたい」馬場澄江(蒲生小)二位「べんきょう」中村保(田代分校)三位「こうつうじこ」ばんばまちこ(清水小)

四年一位「私の勉強べや」本山総子(松代小)二位「おてつだい」室岡善明(北山小)三位「私の今まで」山岸咲子(蒲生小)

五年一位「交通安全について大人に望むこと」富沢博子(松代小)二位「勉強部屋」池田公司(北山小)三位「遊び場と交通」武田正二(松代小)

六年一位「テレビがほしい」若井えり子(蓬平分校)二位「ぼくのお父さん」斉藤修二(北山小)三位「父母に望むこと」山岸恵子(寺田分校)

## ▲一位入選▼

### 交通安全について

#### 大人に望むこと

松代小学校五年 富沢博子

学校へ通学する中、ほそうしていない所は道が悪く、でこぼこしている所が多くて、雨がふると水たまりが、あちこちにできます。自動車やバイクが、通ると水が、はね上がりたいへん困ります。この前学校に行く時、水たまりの所で、水がはねて、ズボンがどろでたいへんよごれました。大人の人からでこぼこの道に、ジャリをしいて道を平らにしてくださいだいたいと思います。

又、このように道が悪いと交通事故も起きると思います。

この前小学校の入り口の所に黄色い旗があったのに、どうしてなくなっただでしょうか。

右がわと左がわに旗があった方がよいと思います。

そのわけは小さい子供におおだんはどうをわたる時の注意と勉強に

もなると思います。

それから松代には、大きな交通事故はあまり起こりませんが、松代小学校でも、この前のような、ダンプカーと自転車に乗っている子供がぶつかったような事故は、どちらが、悪いのかよく知りませんが、子供が飛びだすのも悪いし、おおだんはどうで、一時停止をしない自動車の運転手さんも悪いと思います。

わたしたちも、おおだんほどをわたる時は、自動車がこないか左右をよく見てから、手を上げてわたるようにしていますから、自動車の運転手さんも気をつけてください。大きなダンプカーの運転手さんはとくに、注意して、私たちが安心して通学ができるようにしてください。

運転手さんもわたしたちもよく注意をして、ぜったい交通事故の起きない町にしたいと思います。

それから、いろいろの道路ひょうしきがあるのですが、私たちはよくしりません。みんながよく勉強して、歩行者も運転手さんも協力してよい町にしたいと思います。

## ●中学校の部

一年一位「家庭のこと」佐藤堅一(孟地中)二位「勉強部屋」中村敏夫(清水中)三位「父母に望むこと」高橋敏枝(松代中)

二年一位「交通安全のこと、通学道路」山賀千恵子(松代中)二位「交通安全、大人に望むこと」石田明美(孟地中)三位「学友」小堺洋一(山平中)

三年一位「交通安全について思う」市川文字(松代中)二位「食事」山岸え子(孟地中)三位「勉強部屋」小野島とよ子(清水中)

## 簡易保険の還元融資!!

最近の地方財政は、さかんに窮乏化が叫ばれています。幾多の重要課題をかゝえている状態にあります。そこで郵政省においては



簡易保険事業と積立金の還元融資を図ってきました。私たちが日頃郵便局へ積んでいる簡易生命保険と郵便年金積立金は、身近かな施設の整備に役立っておりまして、当町としましては、至近な例として、町役場の建設事業もこの融資をうけました。この度菅刈分校の新築にあたって、工事費六九三万円のうちの一部を郵政省の簡易保険事業等の積立金から融資の還元を受けて建設されたものです。皆さんからも今後一層のご協力をお願いするとともに、お知らせいたします。